

# 第4章 検 査

## 第1 概 説

### 1 検査の意義及び検査の対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により大蔵大臣から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

監視委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、大蔵大臣の証券会社等に対する必要な措置及び施策に資するものである。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の親銀行等	(証取法 第56条)
証券業務の認可を受けた金融機関	(証取法 第66条)
証券業協会	(証取法 第79条の15)
証券取引所	(証取法 第154条の2)
外国証券会社国内支店及び特定金融機関(外証法 第21条の2)	
金融先物取引所及びその会員	(金先法 第52条の2)
金融先物取引業者	(金先法 第77条の2)
金融先物取引業協会	(金先法 第90条の2)

(注1) ( ) 内は、監視委員会への検査委任規定である。

(注2) 監視委員会は、本省監理証券会社及び本省監理金融機関を除き、検査権限及び報告・資料の徴取権限を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる。)

### 2 検査の範囲

検査の範囲は、政令(証取法施行令第16条、第17条の5、第18条

の2、第19条の2、外証法施行令第14条、金先法施行令第3条、第4条、第7条、第10条)において定められており、例えば、証券会社については、証券会社又は役職員の禁止行為(取引一任勘定取引、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等)、損失保証・補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている(附属資料1-3参照)。

## 第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度毎に、監視委員会自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、当該検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等のうち当該検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成5検査事務年度(以下「本事務年度」という。)については、平成5年7月23日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

### 平成5検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

#### 1 検査基本方針

金融・資本市場の自由化・国際化等の進展に伴い、証券会社等の

業務が複雑・多様化してきている中で、株式市場は回復しつつあるものの、企業収益の減少等によりその歩みも緩やかであるなど、証券会社等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、また、金融制度改革の実施により、新規に金融機関の証券子会社が市場に参入するなど、新しい動きもみられる。一方、証券会社職員による不祥事も跡を絶たず、投資家の証券市場に対する信頼の回復を図ることが重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、平成5検査事務年度(平成5年7月～平成6年6月)における証券会社等検査の実施に当たっては、次の諸点を検査の重点事項とし、官房金融検査部等と連携しつつ、検査の厳正かつ的確な実施を図るものとする。

なお、深度ある検査を実施するため、引き続き検査体制の整備・強化に努めることとする。

#### (1) 証券会社等検査の重点事項

- ① 証券取引の公正確保の観点から、各種市場ルールの遵守状況を多角的に点検する。
- ② 証券会社等の健全な経営姿勢を維持する観点から、投資勧誘の実情等営業姿勢を十分に点検する。
- ③ 証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社等における内部管理体制の仕組み・機能発揮の状況を十分に点検する。

#### (2) 金融先物取引業者等検査の重点事項

金融先物取引業者等の取引の公正確保の観点から、市場ルールの遵守状況を点検するとともに投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握に努める。

## 2 検査基本計画

### (1) 証券会社等検査

・国内証券会社 76社

・外国証券会社 8社

(注1) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を17支店実施することとする。

なお、金融機関の証券子会社については、営業の状況等を見つづ検査の実施について検討する。

(注2) 検査の実施に当たっては、原則として、官房金融検査部等と同時検査を行うこととする。

(注3) 上記検査対象会社数は現時点での予定であり、今後諸要因により変動する可能性がある。

・証券業務の認可を受けた金融機関 原則として、金融検査の際併せて実施する。

ただし、特に必要と判断される場合は機動的に対処する。

## (2) 金融先物取引業者等検査

・金融先物取引業者 原則として、証券検査の際併せて実施する。

ただし、特に必要と判断される場合は機動的に対処する。

## 第3 検査実績

### 1 検査の実施状況

本事務年度における監視委員会並びに財務局、財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）の検査の実施状況は、以下のとおりである。

## (1) 証券会社等検査

監視委員会及び財務局等が、本事務年度において検査に着手した件数は、証券会社87社、証券業務の認可を受けた金融機関13機関である。

これらの内訳を見ると、監視委員会が検査に着手した件数は、国内証券会社9社、外国証券会社8社9支店及び証券業務の認可を受けた金融機関3機関であり、財務局等が検査に着手した件数は、国内証券会社70社、証券業務の認可を受けた金融機関10機関である。

本事務年度において着手したもののうち、本事務年度末（平成6年6月30日）までに国内証券会社61社、外国証券会社8社9支店及び証券業務の認可を受けた金融機関9機関について、検査の相手先に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（第1表参照）。なお、前事務年度（平成4検査事務年度）において着手し、前事務年度末（5年6月30日）までに検査が終了していなかった国内証券会社35社、証券業務の認可を受けた金融機関4機関については、本事務年度中に全て検査が終了している。

これらのうち、証券会社又はその役職員に重大な法令違反等が認められた12社については、大蔵大臣に対し勧告を行い、これを受けて業務停止の行政処分等が実施されている（前述第2章参照）。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局に対しても連絡が行われ、行政担当部局より検査の相手先に対して改善指示が行われている。

## (2) 金融先物取引業者等検査

本事務年度においては、証券検査の際に、併せて実施している。

第1表 検査実施状況

区 分	検査計画	検査着手	検査終了
1 証券会社	84社	87社	69社
国内証券会社	76社	79社	61社
監視委員会	} 76社	9社	7社
財務局等		70社	54社
外国証券会社	8社	8社	8社
2 証券業務の認可を受けた金融機関		13機関	9機関
監視委員会		3機関	3機関
財務局等		10機関	6機関

(注1) 外国証券会社は、全て監視委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、本省監理証券会社に対して財務局等が単独で支店の検査を実施したものが17支店（うち、検査を終了したものは15支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、本事務年度末までに検査の相手先に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

(注4) 証券業務の認可を受けた金融機関の検査については、検査基本計画において、原則として、金融検査の際併せて実施することとしている。

(注5) なお、上記のほか、前事務年度検査着手分で前事務年度末までに検査が終了していなかったもの(証券会社35社、証券業務の認可を受けた金融機関4機関、支店単独検査3支店)については、本事務年度中に全て検査を終了している。

## 2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社111人・日、外国証券会社43人・日、証券業務の認可を受けた金融機関20人・日となっている（第2表参照）。

第2表 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	1 検査対象当たりの延べ検査投入人員
国内証券会社	111
外国証券会社	43
証券業務の認可を受けた金融機関	20

## 第 4 証券会社に対する検査結果の概要

本事務年度の証券会社に対する検査は、取引ルールの遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制の点検を重点事項として実施した。

検査の結果認められた問題点の概要（本事務年度中に検査が終了したものに係るもの。前事務年度着手分を含む。）は、以下のとおりである（第2章でその概要を記述したものを含む。）。

(1) 取引ルールの遵守状況については、一部の証券会社において、営業成績を上げるための不適切な投資勧誘や取引など、以下のような問題点が認められた。

- ① 取引一任勘定取引の受託（法令違反）
- ② 法改正前の損失保証（法令違反）
- ③ 有価証券の売買に関する虚偽表示（法令違反）
- ④ 特別の利益提供を約した勧誘（法令違反）
- ⑤ 作為的相場形成となる有価証券の売買等（法令違反）
- ⑥ 投機的利益の追及を目的とした有価証券の売買等（法令違反）
- ⑦ 法改正前の損失補てん（通達違反）
- ⑧ 実勢価格と乖離した価格での債券の売買（自主規制ルール違反）
- ⑨ 営業員と顧客との相対売買（自主規制ルール違反）
- ⑩ 有価証券取引における名義等の貸借（自主規制ルール違反）
- ⑪ 仮名取引の受託（自主規制ルール違反）

(2) 営業姿勢については、一部の証券会社においては、外国証券を投資対象とした投資信託の販売等が積極的に行われる中での不適切な投資勧誘や、営業成績を挙げるため投資者の意向を軽視したとみられる投資勧誘など、以下のような問題点が認められた。

① 投資信託の販売時における不適切な投資勧誘

- ・金利・為替リスクについての営業員等の知識不足及び説明不足
- ・不正確な販売用社内資料に基づく投資勧誘
- ・投資者の意向を軽視したとみられる営業員主導による短期損切り売買

② 投資者の意向を軽視したとみられる営業員主導による株式、転換社債の短期回転売買

③ 顧客に対する過当信用供与（信用取引追加保証金の預託不足，信用取引決済損金又は信用取引現引代金の長期立替え）

(3) 内部管理体制については、不祥事件等の再発防止の観点から、各社とも内部管理体制の充実・強化を図ってきており、全般的には改善の傾向にあるが、一部の証券会社においては、法令遵守意識や内部管理に対する認識の不足から、必ずしもその機能が十分発揮されておらず、以下のような問題点が認められた。

① 不祥事件，顧客紛争の発生及び証券事故の報告漏れ

② 社内の管理システムにより抽出された取引注意口座の放置

③ 返送された取引報告書の不適切な取扱い

(参考) 検査において認められた上記問題点に関する事例は以下のとおりである（勧告を行ったものについては、第2章で記述した。）。

○ 取引ルールの遵守状況関係



#### 1 法改正前の損失補てん

A証券会社は、顧客の証券取引に係る損失を補てんするため、当該顧客に外国債券を市場実勢価格で他の証券会社から買い付けさせ、これを同社が実勢価格と乖離した高値で買い取る方法により、利益を供与していた。

#### 2 実勢価格と乖離した価格での債券の売買

B証券会社は、含み損を抱えた外国債券の保有額を圧縮したいとする顧客の決算対策上の要請を受け、当該債券を実勢を大幅に上回る価格で買い付ける一方、同種の債券を実勢を大幅に上回る価格で売り付ける価格乖離取引を行っていた。

#### 3 従業員と顧客との相対売買等

C証券会社営業員は、顧客から投資信託の解約の申し出を受けたが、当該解約の理由がクローズド期間中の会社の買取り可能事由に該当せず、また、募集時において、クローズド期間や同期間中の買取り可能事由等について十分な説明を行っていなかったことなどから、自己資金で顧客から直接投資信託を買い取っていた。

#### 4 有価証券取引における名義等の貸借

D証券会社営業員は、販売実績を挙げるため、既存の顧客名義口座を借用して自己の投資信託の買付けを行っていた。

また、同社営業員は、顧客から本人名を出さないよう要請を受け、あるいは既存の投資信託からの乗換比率を抑えるために、顧客に自己名義の口座あるいは自己の親族等自己と特別の関係にある者の名義の口座を使用させて取引を行っていた。

## 5 仮名取引の受託

E証券会社の一部の役員及び営業員は、株式の売出しに当たり、複数の顧客が当選確率を高めるために本人名義以外の名義を多数使用していることを知りながら、株式の売出しの申込みを受託していた。

### ○ 営業姿勢関係

#### 1 投資信託の販売時における不適切な投資勧誘（その1）

F証券会社は、比較的利回り水準の高い外国証券とその派生商品（金利上昇局面では価格が上昇するが、金利下降局面では大幅な価格下落のリスクを伴うもの）を組み入れた投資信託を販売し、その際、顧客に対して高利回りと安全性を強調した説明を行っていた。

その後、急激な金利低下に伴い、同投資信託の基準価額も大幅に低下したため、上記のような説明を行っていた多くの部店において、リスクについて不適切な説明を受けていたとする顧客との間で、トラブルやクローズド期間中の買取りが発生した。

#### 2 投資信託の販売時における不適切な投資勧誘（その2）

G証券会社は、比較的利回り水準の高い外国債券（カナダドル建債）を組み入れた投資信託（為替リスクは、為替先物予約コストの安い米ドルでヘッジ）を販売したが、その際、一部の支店の営業員は、本店作成の社内用資料を加工し、元本安全や高利回りを強調する一方で為替リスクがないと誤認させるような店内用資料を作成し、勧誘していた。

その後、米ドルとカナダドルの円に対する為替相場の連動性が弱まり、為替リスクに対するヘッジが効かず基準価

額が低下したことから、為替リスクについて不適切な説明を受けていたとする顧客との間で、トラブルやクローズド期間中の買取りが発生した。

○ 内部管理体制関係

1 証券事故の報告漏れ（その1）

H証券会社の支店営業課長は、部下である営業員から、担当の顧客について取引一任勘定取引を行っている旨を知らされたにもかかわらず、これを黙認し、また、本店から当該顧客の取引状況について照会を受けた際にも、正常な取引であるとの報告を本店に行っていたため、日本証券業協会への事故報告を怠っていた。

なお、その後、当該顧客の取引について損失が拡大し、顧客紛争につながった。

2 証券事故の報告漏れ（その2）

I証券会社は、顧客からの申し出により、同社の支店営業員が顧客の口座を借用して自己思惑取引を行っている事実を把握したが、当該口座で生じた損失を当該営業員が負担し会社に実損を与えなかったことなどから、日本証券業協会への事故報告を怠っていた。

3 社内の管理システムにより抽出された取引注意口座の放置

J証券会社では、過当勧誘の未然防止の観点から、頻繁に売買が繰り返されているなど注意を要する口座について、本店営業管理部から支店等に対し管理口座として指摘するシステムを採っているが、一部の支店等においては、そうした指摘を度々受けている口座があるにもかかわらず、その後指摘に対する適切な措置を怠っているものが認

められた。

なお、同社の営業員の中には、上記管理口座システムの存在を知らない者も認められた。

#### 4 取引報告書の不適切な取扱い

K証券会社では、一部の営業部店において、転居先不明などにより返戻されてきた取引報告書について、その理由を十分調査しておらず、また、調査により転居先等が判明したものについても、再送付を行っていないものが認められた。

なお、返戻されてきた取引報告書の一部は、取引が仮名により行われていたことに起因するものであった。

## 第 5 証券業務の認可を受けた金融機関に対する 検査結果の概要

証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査も、証券会社に対する検査と同様、取引ルールの遵守状況等を重点項目として実施し、ほとんどの検査においては特に問題点が認められなかったが、一部の金融機関において契約書が作成されていない現先取引が認められた。

## 第 6 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査においては、証券取引検査の際に、市場ルールの遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題点は認められなかった。